

## No. 5 産業廃棄物処理施設の変更に関する案件概要

### 議第 1468 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	横浜ベイアスコン株式会社	
位 置	横浜市磯子区新磯子町 27 番 1 の一部及び 27 番 10	
敷 地 面 積	13,807.67 m <sup>2</sup>	
用 途 地 域 等	工業専用地域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造 一部 軽量鉄骨造
	主 要 用 途	廃棄物処理施設
	建 築 面 積	733.61 m <sup>2</sup>
	延 床 面 積	733.61 m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 ・がれき類の破碎施設 3,504 t/ 日
	建 築 主	名称 横浜ベイアスコン株式会社 住所 横浜市磯子区新磯子町 27 番地 1
運 営 主 体	名称 横浜ベイアスコン株式会社 住所 横浜市磯子区新磯子町 27 番地 1	

#### (内容)

本事業者は、建築解体現場で発生したコンクリート廃材等を、再生骨材・再生路盤材としてリサイクルすることを主な業務としています。

本事業者は、平成 16 年に一度がれき類の破碎施設として建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を取得しています。

今回は最大稼働時間を 8 時間から 24 時間に延長する計画です。

働き方改革に伴い、稼働時間を原則 1 日 8 時間としつつも 24 時間の中で柔軟に設定できるよう変更するものです。

以下の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業専用地域に立地していること
- 2 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことのできる幅員を有しており、かつ、周辺交通に支障を生じないよう対策を講じていること
- 3 処理施設に起因する騒音、振動について、十分な対策を講じており、最大予測値が基準を満たす結果となっていること
- 4 周辺住民等に事業内容を説明し理解を得ていること